

大学入学者選抜関連基礎資料集

第4分冊

(制度概要及びデータ集関係)

目次

1. 我が国の入試制度の概要

・大学入試の基本的な考え方	6
・令和3年度大学入学者選抜日程	7
・大学入学者選抜の国際比較	8
・総合型選抜、学校推薦型選抜、一般選抜の区分	11
・全日制普通科高校の日程（イメージ例）	12
・令和2年度入学者選抜における受験者数等	13
・高等学校～大学入試～大学入学・卒業の人の動き	14
・「三つのポリシー」に基づく大学改革（高大接続 ・社会との接続）	15
・2040年に向けた高等教育のグランドデザイン（答申） 【概要】	16
・「教学マネジメント指針」概要	17
・「卒業認定・学位授与の方針」に定められた学修 目標と学修成果・教育成果に関する情報の関係 （イメージ）	18
・大学入学者選抜実施要項におけるAPに関する記載	19
・大学入学者選抜に求められる原則について	20
・大学入学者選抜に関する情報の公表	21
・一般社団法人 大学アドミッション専門職協会	26
・令和3年度 阪大アドミッション・オフィサー育成 プログラム【履修証明プログラム】	27

2. 大学入学者数等の推移データ

・18歳人口と高等教育機関への進学率等の推移	29
・高校生の卒業後の進路状況（普通科・専門学科別）	30
・高等学校卒業生数・大学（学部）志願者数・大学 （学部）入学定員の推移	31

・入学定員（募集人員）の推移	32
・入学志願者の推移（延べ数）	33
・志願倍率の推移	34
・入学者数の推移	35

3. 大学入試センター試験／大学入学共通テスト の実施状況等

・大学入試センター試験の概要	37
・大学入試センター試験実施の流れ	38
・大学入試センター試験実施業務と良質な問題の 作成	39
・大学入試センター試験の時間割	40
・大学入試センター試験から大学入学共通テストへ	41
・高等学校学習指導要領の開設科目（昭和45年～） 及び共通一次学力試験・大学入試センター試験の 出題科目	42
・独立行政法人大学入試センターの概要	43
・独立行政法人大学入試センターの組織体制	44
・大学入試センター試験及び大学入学共通テスト における委員会組織図（令和2年1月～）	45
・大学入試センターの予算（令和2年度）	46
・令和3年度大学入学共通テスト	48
・大学入試センター試験参加大学数の推移	49
・大学入試センター試験新卒志願者数の推移	50
・大学入試センター試験新卒志願者の出願先の推移	51
・令和2年度大学入試センター試験科目別受験者数 （本試験）	52

目次

・ 令和3年度大学入学共通テスト科目別受験者数 （本試験）	53
・ 大学入学共通テスト受験者に対する受験科目数の割合	54
・ 大学入試センター試験における素材文の取扱いについて	55
・ 大学入学共通テストにおける段階別評価	56
・ 令和3年度大学入学共通テスト実施概要（第1日程及び第2日程）	58
・ 令和4年度大学入学者選抜に係る新型コロナウイルス感染症に対応した試験実施のガイドライン	59
・ 令和3年度大学入学共通テスト新型コロナウイルス感染症予防対策	61
・ 共通テスト及び個別入試の実施に向けた感染予防対策の再度の徹底等について	63
・ 大学入学者選抜の実施に向けた新型コロナウイルス感染症対策に関する関係団体等への協力要請について	64
・ 受験生の感染対策について	65
・ 新学習指導要領に対応した令和6年度に実施する大学入学共通テストの出題教科・科目について	66
・ 情報Ⅰの出題に関する閣議決定等	67
・ 高等学校情報科担当教員に関する現状について	68
・ 高等学校情報科担当教員に関する文部科学省の今後の取組について	69
・ 高等学校教科「情報」の免許保持教員による複数校指導の手引き	70
・ 情報関係人材の活用促進に向けた育成カリキュラム及び指導モデルの手引き	71

・ 大学入試センター『大規模入学者選抜におけるCBT活用の可能性について（報告）』【概要】	72
---	----

4. 個別選抜の実施状況等

・ 令和2年度入学者選抜実施状況の概要	80
・ 大学入試センター試験の利用状況（平成31年度入試）	82
・ 志願倍率・合格率・歩留率・定員充足率の分布	83
・ 平成31年度大学入学者選抜（一般入試）の実施状況の例	86
・ 募集人員に占めるAO・推薦入試の割合	87
・ 入試過去問題の利用について	88
・ 個別入学者選抜改革の進展	89
・ 2021年度入試における入試改革	94
・ 大学間連携を見据えた選抜方法の開発・先導的入試の導入	96
・ 佐賀大学におけるCBTの活用	97
・ 大学入学者選抜における試験問題の作成に係る外注について	98
・ 大学生数学基本調査（2011）の分析	99
・ 大学生の基礎的読解力および記述力について	100
・ 各大学の個別選抜における選抜方法等の変更について	101

5. 学事暦の多様化等に関する現状

・ 4月以外の入学を認めている大学・学部の例	103
・ 学事暦の多様化に関する議論の経緯	106
・ 学年の始期・終期について	107

目次

・ギャップタームの現状と取組事例	108	・私立大学等経常費補助の概要	119
・授業期間について	109	・私立大学等改革総合支援事業	120
・修業年限について	110		

6. その他大学関係制度

・認証評価制度の概要	112
・（参考）認証評価制度の改善について	113
・大学の教育研究活動等に関する情報公表制度等	115
・大学ポートレートについて	116
・国立大学改革の推進等	117
・国立大学法人運営費交付金「成果を中心とする実績状況に基づく配分」について	118

参 考

第1分冊 審議状況及び関連する会議関係

1. 大学入試のあり方に関する検討会議及び関連する会議

第2分冊 高大接続改革の経緯等関係

1. 高大接続改革の経緯
2. 英語民間試験活用の経緯
3. 記述式問題の経緯
4. 高校生のための学びの基礎診断

第3分冊 総合的な英語力の育成・評価関係

1. 国際共通語としての英語

2. 我が国のグローバル化・国際化

3. 中学・高校教育の現状等

4. 大学にとっての英語

5. 総合的な英語力の育成・評価に関する諸外国の取組

第5分冊 経済的な状況や居住地域、障害の有無等にかかわらず、安心して試験を受けられる配慮関係

1. 障害等のある入学志願者への配慮の状況

2. 子供の貧困対策等と大学入試

3. 地域別・男女別大学進学率

1. 我が国の入試制度の概要

大学入試の基本的な考え方

大学入試の円滑な実施に資するため、以下のような省令や基本方針に基づき、多様な入試方法や学力検査の在り方等について、毎年度、大学・高等学校関係者との協議を踏まえ、ガイドラインとして「大学入学者選抜実施要項」を定め、各大学に通知している。

○大学設置基準（昭和31年10月22日文部省令第28号）

（入学者選抜）

第2条の2 入学者の選抜は、公正かつ妥当な方法により、適切な体制を整えて行うものとする。

（基本方針）

大学入学者選抜は、各大学（専門職大学及び短期大学（専門職短期大学を含む。以下同じ。）を含む。以下同じ。）が、それぞれの教育理念に基づき、生徒が高等学校段階までに身に付けた力を、大学において発展・向上させ、社会へ送り出すという大学教育の一貫したプロセスを前提として、各大学が、学校教育法施行規則第165条の2の規定に基づき卒業認定・学位授与の方針（以下「ディプロマ・ポリシー」という。）や教育課程編成・実施の方針（以下「カリキュラム・ポリシー」という。）を踏まえ定める入学者受入れの方針（以下「アドミッション・ポリシー」という。）に基づき、大学への入口段階で入学者に求める力を多面的・総合的に評価することを役割とするものである。

このことを踏まえ、各大学は、入学者の選抜を行うに当たり、公正かつ妥当な方法によって、入学者志願者の能力・意欲・適性等を多面的・総合的に判定する。その際、各大学は、年齢、性別、国籍、家庭環境等に関して多様な背景を持った学生の受入れに配慮する。あわせて、高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。第13の8(2)を除き、以下同じ。）における適切な教育の実施を阻害することとならないよう配慮する。（略）

令和4年度大学入学者選抜実施要項（令和3年6月4日付文部科学省高等教育局長通知）より

令和3年度大学入学者選抜日程

～6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
-----	----	----	----	-----	-----	-----	----	----	----

A O 入 試

推 薦 入 試

国 公 立 大 学

私 立 大 学

<p>大学入学者選抜実施要項」を各大学に通知(局長通知)</p>	<p>令和2年6月19日～7月31日 選抜要項の発表(各大学)</p>	<p>令和2年9月28日～10月8日 大学入学共通テストの出願受付</p>	<p>令和2年12月15日まで 募集要項の発表(各大学)</p>	<p>第2日程：令和3年1月30・31日 第1日程：令和3年1月16・17日 大学入学共通テスト ※1</p>	<p>(公立)令和3年1月25日～2月5日 (国立)令和3年1月25日～2月5日 出願受付</p>	<p>令和3年2月25日～ 前期日程試験</p>	<p>(公立)令和3年3月1日～10日 (国立)令和3年3月6日～10日 前期日程の合格発表</p>	<p>令和3年3月8日～ 中期日程試験(公立のみ)</p>	<p>令和3年3月12日～ 後期日程試験</p>	<p>(後期)令和3年3月20日～23日 (中期)令和3年3月20日～23日 中期・後期日程の合格発表</p>
					<p>(各大学で独自に設定)</p> <p>試 験</p> <p>合 格 発 表</p>					

A O 入 試

推 薦 入 試

※1 第2日程を疾病等で受験できなかった場合に対応するため、2月13・14日に特例追試験を設けた。

大学入学者選抜の国際比較①（制度の基本）

		ドイツ	フランス	イギリス	アメリカ	中国	韓国	日本
大学進学のための主な後期中等教育機関		ギムナジウム、総合制学校	リセ	シックスフォーム	ハイスクール	高級中学	高等学校	高等学校
大学進学のための主な後期中等教育機関進学率		45.3%※1 (2017年)	85.7%※1 (2017年)	88.0%※2 (2010年)	(半数近くの州では、2017年時点で、12年間の初等中等教育が全て義務教育となっている。)※1	95.2%※1 (2018年)	99.7%※1 (2019年)	98.8% (2019年)
高等教育への初回進学率 (2017年) ※3及び4		49% (60%)	55% (m)	66% (74%)	m (49%)	38% (67%)	58% (m)	49% (79%)
大学型高等教育修了率(2017年) ※4及び5	短期高等教育プログラム	m	61%	59%	9%	不明	78%	89%
	学士課程プログラム	80%	41%	72%	38%	不明	94%	93%
入学者の決定方法		ギムナジウム等が提供する後期中等教育プログラムの平常成績及びアビトゥア試験結果の総合判定によりアビトゥアを取得した者は、原則として、希望する大学、専攻に入学可能。 ※志願者が定員を上回る場合、志願者の履修計画、動機、知識・技能等が考慮される。 ※志願者が定員を上回ることが予測される場合、大学入学財団がアビトゥアの成績及びアビトゥア取得後経過した期間（待機期間）に基づき、定員の40%を選考。残り60%の入学定員は、各高等教育機関がアビトゥアの成績、適性試験、面接等により独自に選考。	原則として、バカロレア取得者は希望する大学の第1期課程に無選抜で入学可能。 ※志願者が定員を上回る場合、志願者の履修計画、動機、知識・技能等が考慮される。 ※大学以外の高等教育機関（グランゼコール等）はバカロレア取得のほか個別の選抜試験等により選考。	GCE・ALレベル試験の成績により決定。他には、中等学校からの内申書や、大学や学部によっては面接結果も考慮。	開放型：ハイスクール卒業あるいはそれと同等の資格を持つ者はすべて入学可能（コミュニティカレッジ等）。 基準以上入学者型：主としてハイスクールの成績とSATやACTの結果に基づき一定の基準に達している者は入学可能（多くの州立大学）。 総合判定型（競争型）：SAT、ACTの得点及びハイスクールの成績に加え、小論文や面接などを課し、多様な基準に基づき総合的に判定（有名私立大学等）。	各大学は全国統一入学試験の成績及び高級中学段階での学力試験の成績や総合資質評価の結果を用いて入学者を決定する。 ※北京大学や清華大学等、一部の大学では特定の分野に対して、全国統一入学試験の成績（全体評価の85%以上）のほか、各大学が実施する個別の入学者選抜試験の成績及び高級中学段階での総合資質評価に基づいて合格者を決定する「強基計画」（2020年9月～）を実施。この他、英語以外の外国語のための枠や推薦入学等の限定的な出願条件を満たした者を対象に学力試験等を実施し、入学させるルートがある。	①国による共通試験の成績②高校での学習成績や教科外活動について記した学校生活記録簿（内申書等）、③個別大学における論述や面接の結果の組合せによって選抜されている。 ※各大学の選抜では、科目の学力を問う試験が禁止されている。	国立：大学入試センター試験と個別大学の入試により選考。 私立大学：個別大学の入試により選考（大学入試センター試験を利用する場合もある）。 ※この他、推薦・AO入試など多様な評価により選考。
共通試験の有無 (○：必須 △：任意)		○(州レベル)	○	△	△	○	△※6	△
大学入学資格		アビトゥア	バカロレア	大学がそれぞれ定める。 ※通常は、義務教育修了時（16歳）に受験するGCSEで数科目、後期中等教育修了時（18歳）に受験するGCE・ALレベルにおいて2、3科目について、大学が求める水準の成績を取得していること。	大学それぞれが定める ※通常はハイスクール卒業あるいはそれと同等の資格（GED合格など）。	高級中学段階の学校を卒業しているか同等の学力を持つ者。	高等学校卒業、法令に基づき卒業と同等程度の学力が認められる者	高等学校、中等教育学校の卒業又は12年間の正規の学校教育の修了
大学進学のための後期中等教育修了要件		アビトゥア取得 ※後期中等教育プログラムの履修要件・成績要件を満たした上で、修了時にアビトゥア試験を受験。平常成績と試験結果を総合判定。	バカロレア取得 ※普通バカロレア及び技術バカロレアは、リセ第2学年終了時に予備試験、第3学年終了時に本試験を受験し、平均10点以上（20点満点）で合格する。	GCE・ALレベル試験において大学が求める学力水準の証明。	主に各州で定める修了要件単位の取得 ※ニューヨーク州のように統一試験を課している場合もある。	省・自治区・直轄市ごとの高級中学学力試験の合格等	高等学校において所定の課程を修了（修了試験はない）	高等学校において所定の課程を修了（修了試験はない）
大学入学時期		10月	9月	9月	主に9月	9月	3月	4月

※1 出典：ドイツ連邦統計局「Allgemeinbildende Schulen（2017年度）」、フランス国民教育・青少年省RERS-2019、（アメリカ）ECS, Age Requirements for Free and Compulsory Education (Nov. 2017)、中国教育部ウェブサイト「2018年教育統計データ」（http://www.moe.gov.cn/s78/A03/moe_560/jytjsj_2018/）、韓国教育統計ポータル「教育統計分析資料集2019年版」（<https://kess.kedi.re.kr/index>）。

※2 出典：教育指標の国際比較平成25（2013）年版

※3 出典：「図表で見る教育 O E C Dインディケーター（2019年版）」234頁（B4.3）（ドイツ及びイギリスは留学生を除いた進学率）。

※4 高等教育への初回進学率は、以前に他の高等教育段階で教育を受けずに、初めて高等教育に入学する学生のうち、学士課程レベルへの入学者の比率。括弧内は学士課程レベルのほか、職業技術教育を含む短期高等教育プログラムなども併せた高等教育全体に関する比率。

※5 大学型高等教育の修了率は、大学型高等教育の卒業生数を、その標準的な入学年（修業年限）の入学者数で除した値である。

※6 各大学が設ける選抜枠には修学能力試験の成績を利用しないものもあるため必須ではないが、進学可能性を高めるためほぼすべての受験生が受験する。

大学入学者選抜の国際比較② (共通テスト)

	ドイツ	フランス	イギリス	アメリカ		中国	韓国	日本
共通試験	アビトゥア試験	バカロレア試験	GCE・ALレベル (General Certificate of Education)	SAT (Scholastic Assessment Test)	ACT (American College Testing Program)	全国統一入学試験	大学修学能力試験	大学入試センター試験
実施主体	各州の教育所管省	教育所管省	5試験団体で実施 ・AQA(慈善団体) ・CCEA(準政府機関) ・Pearson Edexcel(株式会社 Pearsonの持つ試験団体) ・OCR(ケンブリッジ大学の非営利部門) ・WJEC(慈善団体兼保証有限責任会社) [参考]スコットランドはSQA(政府外公共機関)。 ※どの団体の試験を受けるかは所属する中等学校が決定(中等学校が試験会場)	College Board (非営利の民間団体)	ACT (非営利の民間団体)	教育部試験センター (国(教育部)直属の機関)	韓国教育課程評価院 (政府傘下の研究機関)	(独)大学入試センター
試験回数・時期	1回 4~5月(記述式) 5~7月(口述式) ※ノルトライン・ヴェストファーレン州の場合	1回 6月	1回 5~6月	7回 (8、10、11、12、3、5、6月)	7回 (9、10、12、2、4、6、7月)	1回 6月初旬	1回 11月	1回 1月(+追試験)
解答方式	記述式・口述式	記述式・口述式	記述式	マークシート式 (希望者を対象とする小論文については記述式)	マークシート式 (希望者を対象とする小論文については記述式)	択一 記述(小論文含む)	マークシート	マークシート
試験方式	PBT(紙媒体)	PBT(紙媒体)	PBT(紙媒体)	PBT(紙媒体)	PBT(紙媒体)	PBT(紙媒体)	PBT(紙媒体)	PBT(紙媒体)
設定科目数	一般に、3領域(言語・文学・芸術/社会科学/数学・自然科学・技術)から1科目ずつ、ドイツ語、外国語、数学から2科目の計5科目を選択し、うち記述試験を3科目以上、口述試験を1科目以上で構成。 ※州により記述試験と口述試験の内訳は異なる。 ※外国語には日本語を含む。	取得を目指すバカロレアの種類により異なる。 ※普通(3コース)及び技術(8コース)は予備試験と本試験で必修10科目程度と自由選択最大2科目。 職業(90以上の専門領域)は必修7科目、自由選択最大2科目及び各専門領域の試験。 ※外国語には日本語を含む。	実施団体ごとに異なる。 (参考:実施団体のひとつEdexcelの2020年夏実施科目の場合、45科目) ※通常3科目程度を選択。 ※日本語はPearson Edexcelが提供する試験のみ設定。	・3領域(読解/言語能力・記述/数学) ・上記のほか、希望者を対象とする小論文 ※外国語の設定なし (参考:教科別テスト) 5領域(英語/歴史/数学/理科/外国語[読解。言語の種類によってはリスニング有り])、20種類 ※難関大学において2科目程度必要。 ※外国語には日本語を含む。	・4領域(英語/数学/読解/理科) ・上記のほか、希望者を対象とする小論文 ※外国語の設定なし	<3+X方式> 主要3教科に1教科を選択 <3+3方式> 主要3教科に3教科を選択 <3+1+2方式> 主要3教科に「物理・歴史のうち1科目」、「政治・地理・化学・生物のうち2科目」を選択 ※主要3科目:「言語・文学」、「数学」、「外国語(主に英語)」 ※主要3科目以外の科目:「文科総合」、「理科総合」、「文理総合」 ※外国語には日本語を含む。	6領域(国語、数学(力型/ナ型)、英語、韓国史、探求(社会探求/科学探求/職業探求)、第2外国語/漢文)40科目 ※外国語には日本語を含む。	6教科29科目
外国語科目における4技能評価の状況	L:○ R:○ S:○ W:○ ※英語を口述試験の対象科目として選択していない生徒については、Sは通常の授業期間内に評価。	L:○ R:○ S:○ W:○ ※L及びSの試験は、R及びWの試験とは別に実施。 ※バカロレアの種類により実施技能・方法は異なる。	L:○ R:○ S:○ W:○	(教科別テストのみ) L:○(言語によってはリスニングがないテストの選択が可能。リスニングの設定がない言語もある。) R:○ S:x W:x	【外国語科目は設定されていない】 L: R: S: W:	L:○ R:○ S:x W:x	L:○ R:○ S:x W:x	

大学入学者選抜の国際比較③（共通テスト）

	ドイツ	フランス	イギリス	アメリカ		中国	韓国	日本
①試験会場、 ②試験監督者 ③採点者	①ギムナジウム（大学進学者が就学する中等教育機関） ②ギムナジウム教員 ③ギムナジウム教員	①リセ（高校） ②リセ教員 ③リセ教員	①中等学校 ②中等学校教員 ③Examination Board（AQA, Edexcel等の主に5つ）が雇用した者（元教員や校長など教育関係者）	①ハイスクール、コミュニティ・カレッジ、大学 ②不明 ③ETS	①ハイスクール、コミュニティ・カレッジ、大学 ②不明 ③ACT	①高級中学 ②各試験会場の試験実施責任者、試験実施区域の責任者に任用された教員など ③教育試験院	①高校（在学中の高校ではない）又は中学校 ②高校教員、中学校教員 ③教育課程評価院	①試験参加大学 ②大学教員 ③大学入試センター
外国語科目にスピーキングを出題している場合の ①採点者 ②採点方法	①ギムナジウム教員 ②英語をアビトゥア試験の口述試験の対象科目としている生徒については、口述形式で評価。口述試験の対象科目としていない生徒については、通常の授業期間内に担当教師が口述形式で評価し、結果は平常成績に反映される。いずれも具体的な評価体制は不明。	①リセ教員 ②共通の評価・採点シートを用いて採点	①Examination Boardが雇用した者 ②受験者と評価者が対面で採点	—	—	—	—	—
外国語科目にライティングを出題している場合の ①採点者 ②採点方法	①ギムナジウム教員 ②他の科目と同様に、当該校の教科教師が2人採点を行い、両者のアビトゥア評価点（0～15点）が4点差以上になった場合、州の上級の監督官庁から指名された他校の教師が改めて採点を行う。	①リセ教員 ②国の定める評価基準に基づき採点	①Examination Boardが雇用した者 ②試験用紙の記述内容を採点。評価スケールに基づいて採点される。	—	—	①大学の教員、高級中学の教師、大学院生等 ②まず、専門家が採点をして、他の採点者が評価する方法をとる。その後1つの答案に対して4点以上の差があった場合は更に再採点を行う。それでも点差があった場合は、さらに2回ピアレビューする機会が与えられる。1つの答案につき、最大5回のチェックが行われる。	—	—
合格率	95.6%（2018年）※7	88.1%（2019年）	個別の大学が選抜に利用	個別の大学が選抜に利用		約74.5%（2017年、定員規模から見た予想合格率）※8	個別の大学が選抜に利用	個別の大学が選抜に利用

※7 出典：各州文部大臣会議「Schnellmeldung Abiturnoten 2019 an Gymnasien, Integrierten Gesamtschulen, Fachgymnasien, Fachoberschulen und Berufsoberschulen-vorläufige Ergebnisse-（2018年度）」

※8 「諸外国の教育動向2018年度版」、p.149

総合型選抜、学校推薦型選抜、一般選抜の区分

○総合型選抜（AO入試） （概要）

詳細な書類審査と時間をかけた丁寧な面接等を組み合わせることによって、入学志願者の能力・適性や学習に対する意欲、目的意識等を総合的に評価・判定する入試方法。

- ①入学志願者本人が記載する活動報告書、大学入学希望理由書及び学修計画書等を積極的に活用。
- ②入学志願者の能力・意欲・適性等を多面的・総合的に評価・判定する。なお、高度な専門知識等が必要な職業分野に求められる人材養成を目的とする学部・学科等における選抜では、当該職業分野を目指すことに関する入学志願者の意欲・適性等を特に重視した評価・判定に留意。
- ③「見直しに係る予告」で示した評価方法等*又は大学入学共通テストのうち少なくともいずれか一つを必ず活用。

*例えば、小論文等、プレゼンテーション、口頭試問、実技、各教科・科目に係るテスト、資格・検定試験の成績等。

（時期）

出願期間は9月1日～
結果発表は11月1日～

学力検査を課す場合の試験期日は
2月1日～3月25日

○学校推薦型選抜（推薦入試） （概要）

出身高等学校長の推薦に基づき、調査書を主な資料として評価・判定する入試方法。

この方法による場合は、以下の点に留意する。

- ①「見直しに係る予告」で示した評価方法等*又は大学入学共通テストのうち少なくともいずれか一つを必ず活用。
- ②推薦書の中に、入学志願者本人の学習歴や活動歴を踏まえた学力の3要素に関する評価や、生徒の努力を要する点などその後の指導において特に配慮を要するものがあればその内容について記載を求める。
- ③募集人員は、学部等募集単位ごとの入学定員の5割を超えない範囲で定める。

*例えば、小論文等、プレゼンテーション、口頭試問、実技、各教科・科目に係るテスト、資格・検定試験の成績等。

（時期）

出願期間は11月1日～
結果発表は12月1日～
（一般選抜の試験期日の10日前まで）

学力検査を課す場合の試験期日は
2月1日～3月25日

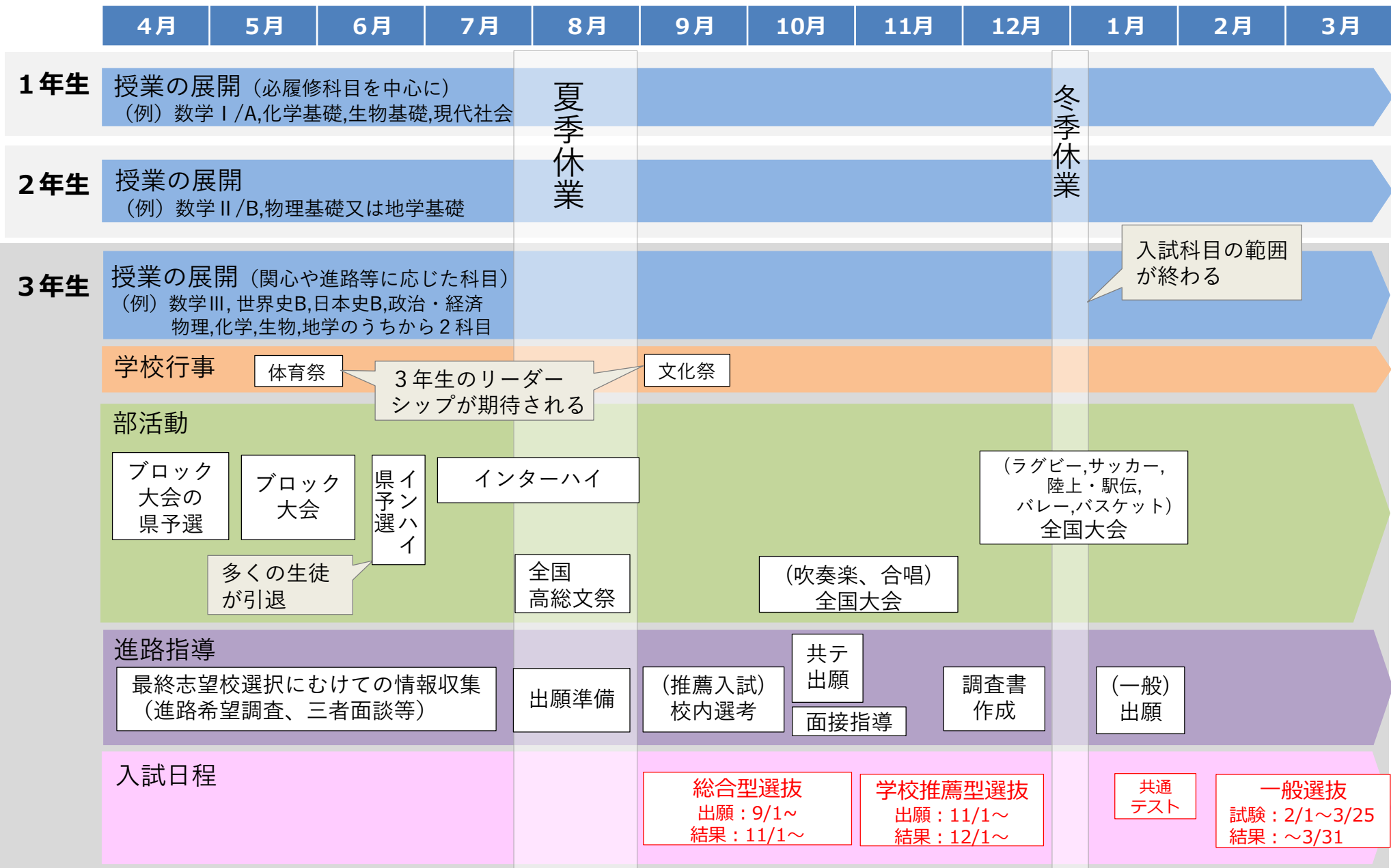
○一般選抜（一般入試） （概要）

調査書の内容、学力検査、小論文、入学志願者本人が記載する資料の他、エッセイ、面接、ディベート、集団討論、プレゼンテーション、各種大会や顕彰等の記録、総合的な学習の時間などにおける生徒の探究的な学習の成果等に関する資料やその面談等により、入学志願者の能力・意欲・適性等を多面的・総合的に評価・判定する入試方法。

（時期）

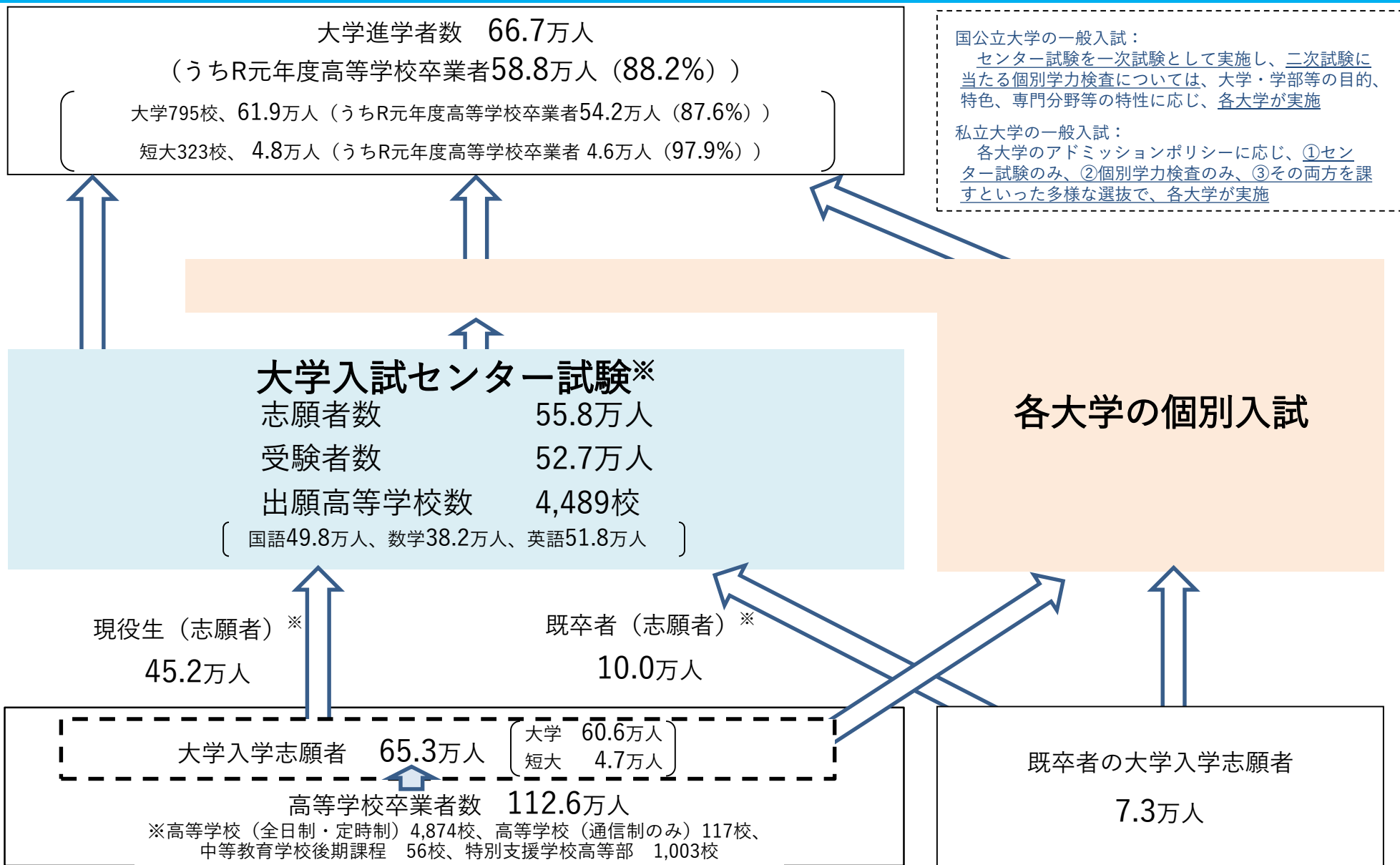
学力検査を課す場合の試験期日は2月1日～3月25日
結果発表は～3月31日まで

全日制普通科高校の日程（イメージ例）



【出典】杉山剛士「試験日程と高校教育」中村高康 編『大学入試がわかる本：改革を議論するための基礎知識』（岩波書店、2020）233-247頁、文部科学省「平成27年度公立高等学校における教育課程の編成・実施状況調査の結果について」を基に大学振興課で作成（科目の例は、各学年の科目の開設状況のうち、最も割合が高い学年に記載している）

令和2年度入学者選抜における受験者数等



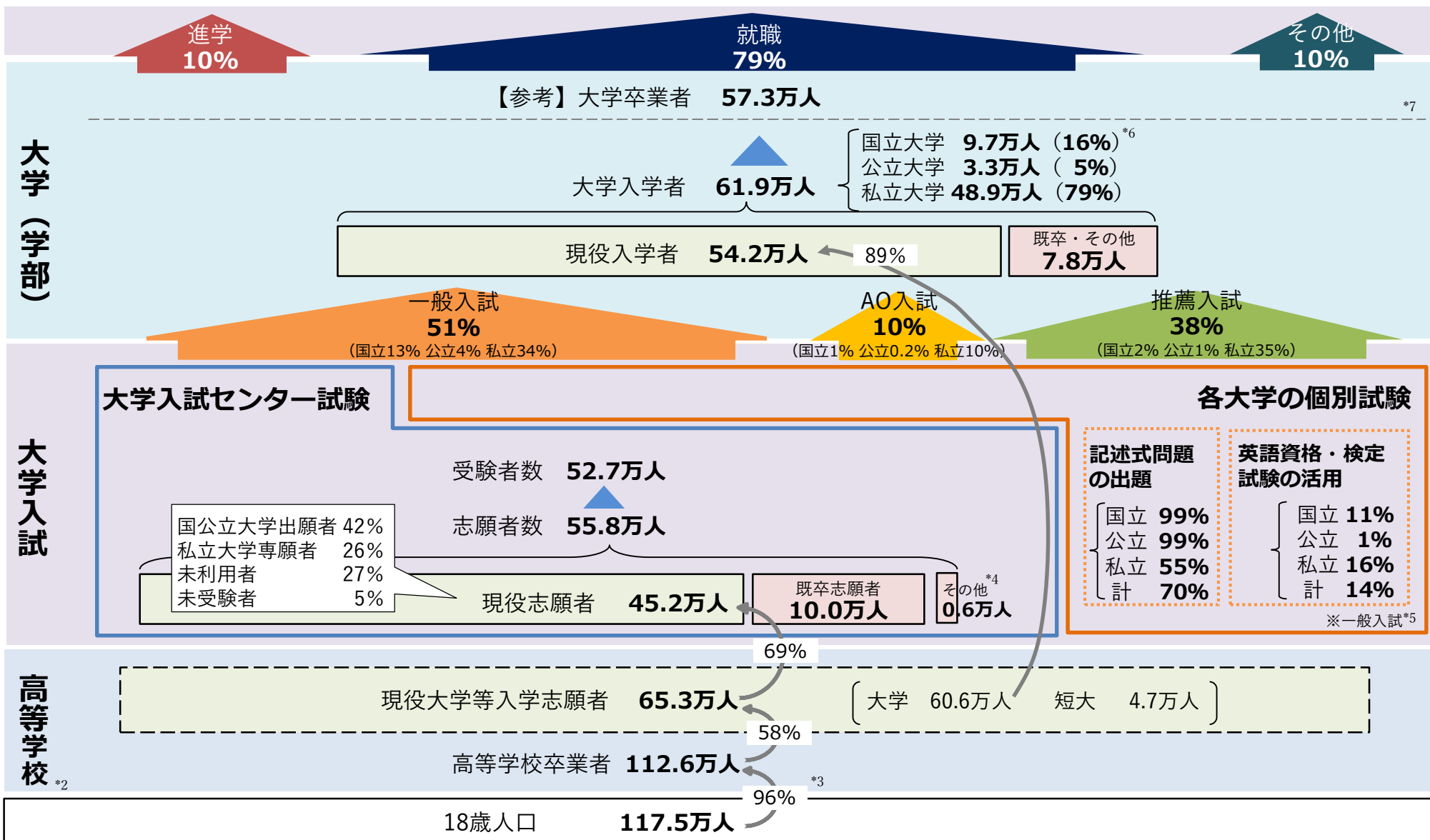
注1) 数値については千人未満は四捨五入している。

注2) 学校基本調査に基づく既卒者の大学入学志願者は、卒業した高校等が把握している数値であり、大学入試センター試験に出願する既卒者の数値とは一致しない。

注3) 高等学校には、高等学校全日制・定時制・通信制のほか、中等教育学校後期課程及び特別支援学校高等部を含む。

注4) 現役生45.2万人及び既卒者10.0万人と志願者数55.8万人の差分 (0.6万人) は、高卒認定試験合格者 (0.4万人) や外国の学校 (12年の課程) 修了者 (0.04万人) 等による。

高等学校～大学入試～大学入学・卒業の人の動き



*1) 数値については千人未満は四捨五入。また、割合についても公立大学AO入試を除き、小数点第1位は四捨五入。 *2) 高等学校には、高等学校全日制・定時制・通信制のほか、中等教育学校後期課程及び特別支援学校高等部を含む。

*3) 令和2年度の高等学校等進学率は99% *4) 「その他」は、高卒認定試験合格者(0.4万人)や外国の学校(12年の課程)修了者(0.04万人)等による。

*5) 一般入試・AO入試・推薦入試における記述式問題の出題は、国立82%、公立76%、私立30%、計41%、一般入試・AO入試・推薦入試における英語資格・検定試験の活用は、国立15%、公立6%、私立20%、計18%

*6) 国立大学の選抜状況(一般入試83%、AO入試4%、推薦入試12%)、公立大学の選抜状況(一般入試71%、AO入試3%、推薦入試25%)、私立大学の選抜状況(一般入試43%、AO入試12%、推薦入試44%)

*7) 図中の数字はいずれも令和2年度の数値であり、点線の上下では母集団が一致しない(大学入学者61.9万人が大学卒業生57.3万人になるものではない)。

【出典】令和2年度学校基本調査、大学入試センター公表資料(令和2年1・2月)、令和2年度国公立大学・短期大学入学者選抜実施状況の概要、大学入学者選抜実態調査より作成

《学校教育法施行規則の改正》（平成29年4月1日施行）

全ての大学等において、以下の三つの方針を一貫性あるものとして策定し、公表するものとする。

- ①卒業認定・学位授与の方針、②教育課程編成・実施の方針、③入学者受入れの方針

大学教育の充実に向けた PDCAサイクルの確立

大学教育の
質的転換

卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）

学生が身に付けるべき資質・能力の明確化
＜PDCAサイクルの起点＞

大学教育の「入り口」から「出口」までを、
一貫したものとして構築し、広く社会に発信

入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）

入学者に求める学力の明確化、
具体的な入学者選抜方法の明示

教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）

体系的で組織的な教育活動の展開のための教育課程編成、
教育内容・方法、学修成果の評価方法の明確化

《三つのポリシー策定の意義》

【大学にとっての意義】

- 組織的・体系的な大学教育の実現に向け、教職員が共通理解を持つことを可能とする。
- 大学の個性・魅力・特色を対外的に示すことができる。
- 内部質保証を確立するための指針となる。

【入学希望者、高校関係者等にとっての意義】

- 入学後の学修や卒業時に求められる学修成果について見通しを持ち、学びたい内容に照らして大学を選べる。
- 入学までに何を身に付けなければならないのかが明確になる。
- 個々の大学の特色を踏まえ、一人ひとりの将来目標を実現する観点からの進路指導が促進される。 ⇒ ミスマッチの緩和・解消、高大接続の改善

【大学生にとっての意義】

- 教育課程の構造や目標を十分理解した上で、自覚的に学習に取り組むことで、密度の濃い学習成果につながる。

【社会にとっての意義】

- 地域社会や産業界と大学との間で、育成すべき人材像の共有や協働が可能となり、「大学と社会との接続」が改善される。

I. 2040年の展望と高等教育が目指すべき姿 … 学修者本位の教育への転換 …

2040年頃の社会変化

国連・SDGs「全ての人が平和と豊かさを楽しむことができる社会」
Society5.0 第4次産業革命 人生100年時代 グローバル化 地方創生



● 必要とされる人材像と高等教育が目指すべき姿

- | | |
|-----------------|---|
| 予測不可能な時代を生きる人材像 | <ul style="list-style-type: none"> 普遍的な知識・理解と汎用的技能を文理横断的に身に付けていく 時代の変化に合わせて積極的に社会を支え、論理的思考力を持って社会を改善していく資質を有する人材 |
| 学修者本位の教育への転換 | <ul style="list-style-type: none"> 「何を学び、身に付けることができたのか」+個々人の学修成果の可視化(個々の教員の教育手法や研究を中心にシステムを構築する教育からの脱却) 学修者が生涯学び続けられるための多様で柔軟な仕組みと流動性 |

● 高等教育と社会の関係

- | | |
|------------|-------------------------------------|
| 「知識の共通基盤」 | ● 教育と研究を通じて、新たな社会・経済システムを提案、成果を還元 |
| 研究力の強化 | ● 多様で卓越した「知」はイノベーションの創出や科学技術の発展にも寄与 |
| 産業界との協力・連携 | ● 雇用の在り方や働き方改革と高等教育が提供する学びのマッチング |
| 地域への貢献 | ● 「個人の価値観を尊重する生活環境を提供できる社会」に貢献 |

II. 教育研究体制 … 多様性と柔軟性の確保 …

多様な学生

- 18歳で入学する日本人を主な対象として想定する従来のモデルから脱却し、社会人や留学生を積極的に受け入れる体質転換
- リカレント教育、留学生交流の推進、高等教育の国際展開

多様な教員

- 実務家、若手、女性、外国籍などの様々な人材を登用できる仕組みの在り方の検討
- 教員が不断に多様な教育研究活動を行うための仕組みや環境整備(研修、業績評価等)

多様で柔軟な教育プログラム

- 文理横断・学修の幅を広げる教育、時代の変化に応じた迅速かつ柔軟なプログラム編成
- 学位プログラムを中心とした大学制度、複数の大学等の人的・物的資源の共有、ICTを活用した教育の促進

多様性を受け止める柔軟なガバナンス等

- 各大学のマネジメント機能や経営力を強化し、大学等の連携・統合を円滑に進められる仕組みの検討
- 国立大学の一法人複数大学制の導入、経営改善に向けた指導強化・撤退を含む早期の経営判断を促す指導、国公立の枠組みを越えて、各大学の「強み」を活かした連携を可能とする「大学等連携推進法人(仮称)」制度の導入、学外理事の登用

大学の多様な「強み」の強化

- 人材養成の観点から各機関の「強み」や「特色」をより明確化し、更に伸長

III. 教育の質の保証と情報公表 … 「学び」の質保証の再構築 …

- | | |
|---|---|
| <ul style="list-style-type: none"> 全学的な教学マネジメントの確立 → 各大学の教学面での改善・改革に資する取組に係る指針の作成 学修成果の可視化と情報公表の促進 → ・単位や学位の取得状況、学生の成長実感・満足度、学修に対する意欲等の情報 ・教育成果や大学教育の質に関する情報の把握・公表の義務付け → 全国的な学生調査や大学調査により整理・比較・一覧化 | <ul style="list-style-type: none"> 設置基準の見直し(定員管理、教育手法、施設設備等について、時代の変化や情報技術、教育研究の進展等を踏まえた抜本的な見直し) 認証評価制度の充実(法令違反等に対する厳格な対応) <p>教育の質保証システムの確立</p> |
|---|---|

V. 各高等教育機関の役割等 … 多様な機関による多様な教育の提供 …

- 各学校種(大学、専門職大学・専門職短期大学、短期大学、高等専門学校、専門学校、大学院)における特有の課題の検討
- 転入学や編入学などの各高等教育機関の間の接続を含めた流動性を高め、より多様なキャリアパスを実現

IV. 18歳人口の減少を踏まえた高等教育機関の規模や地域配置 … あらゆる世代が学ぶ「知の基盤」 …

高等教育機関への進学者数とそれを踏まえた規模

- 将来の社会変化を見据えて、社会人、留学生を含めた「多様な価値観が集まるキャンパス」の実現
- 学生の可能性を伸ばす教育改革のための適正な規模を検討し、教育の質を保証できない機関へ厳しい評価

【参考】2040年の推計

- 18歳人口: 120万人(2017)
 - 88万人(現在の74%の規模)
- 大学進学者数: 63万人(2017)
 - 51万人(現在の80%の規模)

地域における高等教育

- 複数の高等教育機関と地方公共団体、産業界が各地域における将来像の議論や具体的な連携・交流等の方策について議論する体制として「地域連携プラットフォーム(仮称)」を構築

国公私役割

- 歴史的経緯と、再整理された役割を踏まえ、地域における高等教育の在り方を再構築し高等教育の発展に国公私全体で取り組む
- 国立大学の果たす役割と必要な分野・規模に関する一定の方向性を検討



VI. 高等教育を支える投資 … コストの可視化とあらゆるセクターからの支援の拡充 …

- 国力の源である高等教育には、引き続き、公的支援の充実が必要
- 社会のあらゆるセクターが経済的効果を含めた効果を楽しむことを踏まえた民間からの投資や社会からの寄附等の支援も重要(財源の多様化)

- 教育・研究コストの可視化
- 高等教育全体の社会的・経済的効果を社会へ提示

- 公的支援も含めた社会の負担への理解を促進
- 必要な投資を得られる機運の醸成

「教学マネジメント指針」概要

予測困難な時代を生き抜く自律的な学修者を育成するためには、学修者本位の教育への転換が必要。
そのためには、教育組織としての大学が教学マネジメントという考え方を重視していく必要。

教学マネジメントとは

- 大学がその教育目的を達成するために行う管理運営であり、大学の内部質保証の確立にも密接に関わる重要な営みである。
- その確立に当たっては、教育活動に用いることができる学内の資源(人員や施設等)や学生の時間は有限であるという視点や、学修者本位の教育の実現のためには大学の時間構造を「供給者目線」から「学修者目線」へ転換するという視点が特に重視される。

教学マネジメント指針とは

- 学修者本位の教育の実現を図るための教育改善に取り組みつつ、社会に対する説明責任を果たしていく大学運営すなわち教学マネジメントがシステムとして確立した大学運営の在り方を示す。
- ただし、教学マネジメントは、各大学が自らの理念を踏まえ、その責任でそれぞれの実情に応じて構築すべきものであり、本指針は「マニュアル」ではない。
- 教育改善の取組が十分な成果に結びついていない大学等に対し、質保証の観点から確実に実施されることが必要と考えられる取組等を分かりやすく示し、その取組を促進することを主眼に置く。
- 本指針を参照することが最も強く望まれるのは、学長・副学長や学部長等である。また、実際に教育等に携わる教職員のほか、学生や学費負担者、入学希望者をはじめ、地域社会や産業界といった大学に関わる関係者にも理解されるよう作成されている。

学長のリーダーシップの下、学位プログラム毎に、以下のような教学マネジメントを確立することが求められる。

「大学全体レベル」

三つの方針

「卒業認定・学位授与の方針」(DP)、「教育課程編成・実施の方針」(CP)、「入学者受入れの方針」(AP)

教学マネジメントの確立に当たって最も重要なものであり、学修者本位の教育の質の向上を図るための出発点

IV

FD・SD、
教学IR
を
支
え
る
基
盤

I 「三つの方針」を通じた学修目標の具体化

- ✓ 学生の学修目標及び卒業生に最低限備わっている能力の保証として機能するよう、DPを具体的かつ明確に設定

II 授業科目・教育課程の編成・実施

- ✓ 明確な到達目標を有する個々の授業科目が学位プログラムを支える構造となるよう、体系的・組織的に教育課程を編成
- ✓ 授業科目の過不足、各授業科目の相互関係、履修順序や履修要件について検証が必要
- ✓ 密度の濃い主体的な学修を可能とする前提として、授業科目の精選・統合のみならず、同時に履修する授業科目数の絞り込みが求められる
- ✓ 学生・教員の共通理解の基盤や成績評価の基点として、シラバスには適切な項目を盛り込む必要

III 学修成果・教育成果の把握・可視化

- ✓ 一人一人の学生が自らの学修成果を自覚し、エビデンスと共に説明できるようにするとともに、DPの見直しを含む教育改善にもつなげてゆくため、複数の情報を組み合わせて多角的に学修成果・教育成果を把握・可視化
- ✓ 大学教育の質保証の根幹、学修成果・教育成果の把握・可視化の前提として成績評価の信頼性を確保

- ✓ DPに沿った学修者本位の教育を提供するために必要な望ましい教職員像を定義
- ✓ 対象者の役割・経験に応じた適切かつ最適なFD・SDを、教育改善活動としても位置付け、組織的かつ体系的に実施
- ✓ 教学マネジメントの基礎となる情報収集基盤である教学IRの学内理解や、必要な制度整備・人材育成を促進

「学位プログラムレベル」

シラバス、カリキュラムマップ、カリキュラムツリー、ナンバリング、キャップ制、週複数回授業、アクティブ・ラーニング、主専攻・副専攻

「授業科目レベル」

ルーブリック、GPA、学修ポートフォリオ

項目の例は別途整理

I～Vの取組を、大学全体、学位プログラム、授業科目のそれぞれのレベルで実施しつつ、全体として整合性を確保。

学位プログラム共通の考え方や尺度(アセスメントプラン)に則り、大学教育の成果を点検・評価

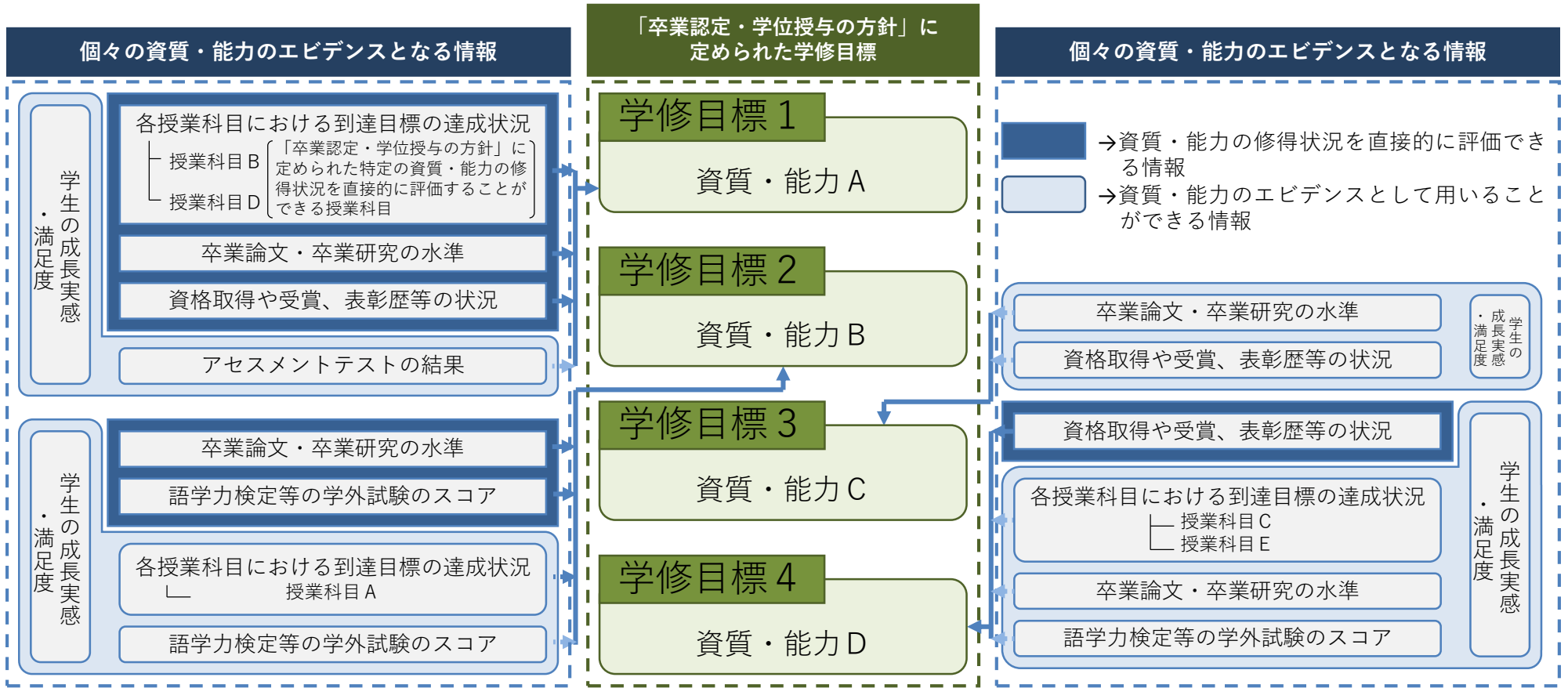
V 情報公表

- ✓ 各大学が学修者本位の観点から教育を充実する上で、学修成果・教育成果を自発的・積極的に公表していくことが必要
- ✓ 地域社会や産業界、大学進学者といった社会からの評価を通じた大学教育の質の向上を図る上でも情報公表は重要
- ✓ 積極的な説明責任を果たすことで、社会からの信頼と支援を得るという好循環の形成が求められる

積極的な説明責任

社会からの信頼と支援

「卒業認定・学位授与の方針」に定められた学修目標と学修成果・教育成果に関する情報の関係（イメージ）



※学修ポートフォリオに蓄積された学修成果・教育成果に関する情報をエビデンスとして用いて、「卒業認定・学位授与の方針」に定められた資質・能力の修得状況を評価することも考えられる。

「卒業認定・学位授与の方針」に定められた学修目標の達成状況に関連するその他の情報

学位の取得状況	学修時間	進路の決定状況等の卒業後の状況 (進学率や就職率等)	修業年限期間内に卒業する学生の割合、 留年率、中途退学率
卒業生からの評価	卒業生に対する評価		

第2 アドミッション・ポリシー

- アドミッション・ポリシーの策定については、**ディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーを踏まえ、これらの方針に基づく教育を受ける学生の選抜の方針としてふさわしいものとなるよう留意して策定する。**
- このために、各大学の特色や教育研究上の強み、社会的役割等を踏まえ、**ディプロマ・ポリシー**において、当該大学において**育成を目指す人材像とそれに基づく学生が身に付けるべき資質・能力の目標を記述**するとともに、**カリキュラム・ポリシー**において、**ディプロマ・ポリシーの達成のために、どのような教育課程に基づきどのような学修を行うのかを記述**することとする。
- さらに、これらを踏まえ、**アドミッション・ポリシー**において、**抽象的な「求める学生像」だけではなく、入学志願者に高等学校段階までにどのような力を培うことを求めるのか、そうした力をどのような基準・方法によって評価・判定するのか**などについて**可能な限り具体的に設定**する。その際、第1に示す三つの要素については、各大学の特色等に応じて具体的な評価・判定方法や要素ごとの評価・判定の重み付け等について検討の上、それぞれについて適切に評価・判定するよう努める。
- あわせて、入学後の教育課程を踏まえ、**高等学校で履修すべき科目や取得しておくことが望ましい資格等を列挙**するなど**「何をどの程度学んできてほしいか」をできる限り具体的に記述**する。また、記述する科目・資格等は、高等学校教育の内容・水準に十分配慮したものとする。

(以下、略)

大学入学者選抜に求められる原則について

法令の規定	原則	原則に含まれ、又は派生する内容	備考
<p>【憲法第二十六条第一項】 すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。</p> <p>【教育基本法第四条】 1 すべて国民は、ひとしく、その能力に応じた教育を受ける機会を与えられなければならない。人種、信条、性別、社会的身分、経済的地位又は門地によって、教育上差別されない。</p> <p>2 国及び地方公共団体は、障害のある者が、その障害の状態に応じ、十分な教育を受けられるよう、教育上必要な支援を講じなければならない。</p> <p>3 国及び地方公共団体は、能力があるにもかかわらず、経済的理由によって修学が困難な者に対して、奨学の措置を講じなければならない。</p> <p>【大学設置基準第二条の二】 入学者の選抜は公正かつ妥当な方法により、適切な体制を整えて行うものとする。</p>	<p>①当該大学・学部での学修・卒業に必要な能力・適性等の判定</p> <p>②受験機会・選抜方法における公平性・公正性の確保</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●卒業認定・学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針を踏まえた入学者受入れの方針を定め、当該大学・学部で学ぶのに必要な能力・適性等を有する学生を選抜 ●学力検査においては、選抜するための要件（信頼性、妥当性、識別力）を備えることが重要 ●入試の内容・方法を定める責任主体である各大学・学部が主体的に実施することが基本 ※国がコーディネーターとしての役割を果たし、大学入試センターや大学・高等学校双方の関係団体と連携・協議し、一定のルールをガイドライン（大学入学者選抜実施要項等）として定め、適切な実施や選抜方法の改善等を促すことも重要 ●同一選抜区分における公平な条件での選抜（形式的公平性の確保） ※同一日・同一試験による選抜がこの要件を満たすものであるが、そのみが公平・公正であるということではなく、選抜基準を明確にすることにより公平性・公正性を確保した上で、能力・適性等を多面的・総合的に評価することが重要 ●正確な採点、試験問題の漏洩防止、公平・公正な手続きでの合否判定。機密性、中立性や利益相反の観点から疑義を持たれないようにすること。 ●入試情報（試験問題・解答、解答例・出題の意図、選抜基準、属性別内訳等）の適切な公表 ●形式的公平性だけでなく、地理的・経済的条件に配慮した受験機会の確保や障害者への合理的配慮、多様な背景を持つ学生受入れへの配慮等も重要（実質的公平性の追求） 	<p>【<u>広辞苑</u>】（岩波書店）（適宜省略・短縮して記載。以下同じ。） 公正：①公平で邪曲のないこと。②明白で正しいこと。 公平：かたよらず、えこひいきのないこと。</p> <p>【<u>スーパー大辞林</u>】（三省堂） 公正：かたよりにくく平等であること。公平で正しいこと。 公平：かたよることなく、すべてを同等に扱うこと（さま）。主観を交えないこと（さま）。</p> <p>【<u>明鏡国語辞典</u>】（大修館書店） 公正：公平で正しいこと。 公平：判断や処理などがかたよっていないこと。「公正」と意味に近いが、「公正」は正しいことに、「公平」はかたよらないことに重点がある。</p> <p>【<u>新法律学辞典</u>】（有斐閣） 公正：法律用語としてはfairnessの訳語。専ら実力のみによって勝敗が決められるとき、協議はfairに行われたといわれ、実力以外の要素が介入したときその競技がunfairだという。 衡平equity：アリストテレスは、衡平を「立法者が無条件的に規定している事柄を個別的に補正すること」と定義。すなわち具体的妥当性に基づいて、法の厳格さを緩和する原理。</p> <p>【<u>法律用語辞典</u>】（有斐閣） 公正：①公平で、かつ、誤りがないこと。競争や取引等について主に用いられる。②その正しさが公からも認められていること。例えば、公正証書における公正はこの意。 公平：かたよりがなく、えこひいきがない状態を指す語。例えば、「公平な裁判所」という場合の「公平な」とは、構成その他において偏頗のおそれがないことをいう。 衡平：一般的な法規を解釈し、個別事項に適用するに際して、具体的な妥当性を実現するための原理。古くは、アリストテレスが、個別的正義の実現のために衡平の原理によって一般的法規を補正する必要性を説いた。</p>
	<p>③高等学校教育と大学教育を接続する教育の一環としての実施</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●高等学校教育を尊重する観点から種々の配慮を行うことが重要（難問奇問の排除） ●学習指導要領を踏まえた選抜の実施 ※高等学校において、主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善を通して、生きて働く知識・技能の習得や未知の状況にも対応できる思考力・判断力・表現力等の育成、学びを人生や社会に生かそうとする学びに向かう力・人間性等の涵養を目指す（*）教育改革を推進しており、こうした高等学校学習指導要領の考え方と齟齬をきたすことのない選抜に改善していく必要 *「高等学校学習指導要領（平成30年告示） 第1章 総則」参照 ●入学志願者への教育上の配慮（2年前ルール、入試日程の遵守） 	<p>【<u>コンサイス法律学用語辞典</u>】（三省堂） 公平fairness：英米における法理念。競争者が実力を出し切って勝敗を競うのがfair playで、そうでない勝負はunfairである。自由競争原理に立ちつつ、その実質的实现を保障するのが公平の原理である。 エクイティequity：英米法上の「衡平」と同義で、法の一般的な規定をそのまま適用すると具体的妥当性を欠く場合、それを補正する原理を意味する。</p>

【参考】大学入試の原則として引用されることの多いもの

- ・昭和48年大学入学者選抜実施要項（昭和47年4月）…「能力・適性等をそなえた者」「公正かつ妥当な方法」「高等学校の教育を乱すことのない」
- ・中央教育審議会「我が国の教育発展の分析評価と今後の検討課題（中間報告）」（昭和44年6月）…「公平性の確保」「適切な能力の判定」「下級学校への悪影響の排除」
- ・佐々木享『大学入試制度』（昭和59年、大月書店）…大学入試の三原則：①能力・適性の原則、②公正・妥当の原則、③高校教育尊重の原則

●学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）（抄）

第七十二条の二 大学は、次に掲げる教育研究活動等の状況についての情報を公表するものとする。

- 一 大学の教育研究上の目的及び第六十五条の二第一項の規定により定める方針に関すること
 - 二 教育研究上の基本組織に関すること
 - 三 教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績に関すること
 - 四 入学者の数、収容定員及び在学する学生の数、卒業又は修了した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況に関すること
 - 五 授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画に関すること
 - 六 学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たつての基準に関すること
 - 七 校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境に関すること
 - 八 授業料、入学料その他の大学が徴収する費用に関すること
 - 九 大学が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関すること
- 2～4 （略）
- 5 第一項の規定による情報の公表は、適切な体制を整えた上で、刊行物への掲載、インターネットの利用その他広く周知を図ることができる方法によつて行うものとする。

「大学入学者選抜実施要項」において、受験生等に対し、募集要項等を通じて試験実施内容に関する情報を周知することを求めるとともに、試験実施後は、入試に関する情報として、試験問題、解答は原則公表とし、選抜基準、受験者数・合格者数・入学者数は公表に努めることとしている。

●令和4年度大学入学者選抜実施要項（令和3年6月4日付文部科学省高等教育局長通知）（抄）

第7 個別学力検査実施教科・科目、入試方法等の決定・発表

- 1 各大学は、個別学力検査の実施教科・科目、入試方法（小論文の出題や面接の実施等）、その他入学者選抜に関する基本的な事項について入試方法の区分ごとに決定し、令和3年6月4日から7月31日までに発表するものとし、発表後は、大規模な災害の発生などにより当該大学において入学者選抜が実施できない場合を除き、受験生に不利益を与える恐れのある変更は行わないものとする。
- 2 発表した内容は、大学のホームページに掲載するなど、広く一般への情報提供に努める。
- 3 個別学力検査及び大学入学共通テストにおいて課す教科・科目の変更等が入学志願者の準備に大きな影響を及ぼす場合には、2年程度前には予告・公表する。その他の変更についても、入学志願者保護の観点から可能な限り早期の周知に努める。

第10 募集要項等

1 募集要項

- (1) 各大学は、アドミッション・ポリシー、募集人員、出願要件、出願手続、試験期日、試験方法、試験場、入学検定料その他入学に要する経費の種類・額やその納入手続・期限など入学志願者が出願等に必要な事項を決定し、それらを記述した募集要項を令和3年12月15日までに発表する。
- (2) 各大学は、アドミッション・ポリシーに基づき、調査書や志願者本人の記載する資料等をどのように活用するのかについて、募集要項等に明記する。
- (3) 第3の2(1)から(4)までに掲げるもののほか、アドミッション・ポリシーに基づき、評価・判定の方法や対象等に取扱いの差異を設ける場合には、入試方法を区分することとし、2以上の入試方法により入学者選抜を実施する場合には、それぞれの入試方法の区分ごとにその内容や区分を設ける理由を示した上で、(1)に掲げる募集人員等を記述する。
- (4) 寄付金等の納入を条件として入学許可を行うことのないよう、「私立大学における入学者選抜の公正確保等について」（平成14年10月1日付け14文科高第454号文部科学事務次官通知）を踏まえ、寄付金等を募集する場合は、募集要項において応募が任意であること、入学前の募集は行っていないことなどを記述する。
- (5) 各大学は、入学志願者に対し、募集要項のほか、大学案内、大学説明会等により、アドミッション・ポリシー、学部等の組織、教育研究の内容及び特色、学生生活の概要及び諸経費、過去の年度の入学志願者、受験者及び合格者の数、卒業後の進路状況など大学・学部等の選択の参考となる情報の提供に努める。

第13 その他注意事項

1 健康状況の把握及び障害のある者等への配慮

- (2) 障害等のある入学志願者に対しては、「障害者基本法」（昭和45年法律第84号）や「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（平成25年法律第65号）の趣旨に十分留意しつつ、その能力・意欲・適性、学習の成果等を適切に評価・判定するために必要な合理的配慮を行い、障害のない学生に比べて不利にならないよう配慮する。

その際、平成30年3月に閣議決定された「第4次障害者基本計画」、「障害のある学生の修学支援に関する検討会報告（第二次まとめ）について」（平成29年3月29日付け28文科高第1229号文部科学省高等教育局長通知）や以下の例示を参考にするとともに、「障害者等に係る欠格事由の適正化等を図るための医師法等の一部を改正する法律の施行について」（平成13年12月27日付け13国文科高第11号文部科学省高等教育局長通知）にも十分留意する。

- ① 点字・拡大文字による出題，ICT機器の活用，拡大解答用紙の作成など
- ② 特定試験場の設定，試験会場への乗用車での入構，座席指定の工夫など
- ③ 試験時間の延長，文書による注意事項の伝達，試験室入り口までの付添者の同伴，介助者の配置など

また、「就学の機会均等確保の観点からの入学者選抜の在り方の点検等について」（平成28年3月31日付け27文科初第1796号文部科学省生涯学習政策局長・初等中等教育局長・高等教育局長通知）を踏まえ、各大学において、入学者選抜の在り方の点検等を行うなど適切に対応する。

- (3) 各大学は、障害等のある入学志願者に対し、アドミッション・ポリシー，募集人員，出願要件，出願手続，試験期日，試験方法，試験場，入学検定料その他入学に要する経費の種類・額やその納入手続・期限など，出願等に必要な事項の伝達においても，合理的配慮を行うものとする。

また、入試における配慮の内容や受入実績を募集要項やホームページ等に掲載するなど、情報アクセシビリティに配慮しつつ広く情報を公開するとともに、事前相談の時期や方法について十分配慮しつつ事前相談体制の構築・充実に努める。

第13 その他注意事項

2 入試情報の取扱い

(1) 個別学力検査における試験問題やその解答については、当該入試の実施以降に受験者や次年度以降の入学志願者が学習上参考にできるようにするため、次のとおり取り扱うものとする。

① 試験問題については、原則として公表するものとする。

② 解答については、原則として公表するものとする。ただし、一義的な解答が示せない記述式の問題等については、出題の意図又は複数の若しくは標準的な解答例等を原則として公表するものとする。

なお、試験問題中の著作物の権利処理が困難である場合には、著作物名を記述すること等により問題の内容が明らかになるよう努める。

(2) 各大学は、受験者本人への成績開示や、入試方法の区分に応じた受験者数、合格者数、入学者数等の入試情報の積極的開示に努める。また、試験の評価・判定方法についても、可能な限り情報開示に努める。

4 入学者選抜の公平性・公正性の確保

(4) 合否判定の方法や基準を明確に定め、あらかじめ募集要項等により公表し、それを遵守する。合否判定は、中立かつ公平・公正な意思決定が行われるよう教授会や入試委員会等の合議制の会議体で行い、その際に用いる資料には、原則として評価・判定に用いない情報は記載せず、又はマスキングを施す等の配慮をする。また、補欠合格候補者の取扱い及び繰上合格に係る手続についてもあらかじめ定めておく。

協会の目的

大学入学者選抜に関する職能開発と研究活動の両面から得られた知見を共有し、大学アドミッション専門職の確立と発展をめざす。

設立の経緯

文部科学省教育関係共同利用拠点で行われた九州大学アドミッション・オフィサー養成講座（2016～現在）の関係者を中心に、米国大学入学相談活動協会（NACAC）などを参考に、我が国初の大学アドミッションに関する専門職団体として、国公私立大学の教職員が集い、2020年12月設立、登記。

設立の背景

大学アドミッションに係わる諸問題と大学アドミッションにおける企画設計の重要性を考えると、**基礎素養、専門スキル、実務能力**の3つの観点から、**設置者や教職員の違いをこえた専門職の結集と交流をはかる**ことが重要になってくる。高等学校関係者との協働のもと、**互いにその職能を高め合い、研修、奨励を通して**、大学アドミッションの一層の深化発展をめざすとともに、その専門的知識やスキル、経験の普及を図り、実践的、政策的課題の解決に寄与する大学アドミッション専門職の職能の確立が重要な課題となりつつある。

協会の事業

- (1) 大学入学者選抜に関する研究会、シンポジウム、研修会、講習会等の開催と監修
- (2) 大学入学者選抜に関する人的ネットワークの構築
- (3) 大学入学者選抜に関わる職能の評価及び資格の認定
- (4) 大学入学者選抜に関する刊行物等の編集発行
- (5) 優れた大学入学者選抜の実践・研究への表彰
- (6) 大学入学者選抜に関する啓発、支援及び助言活動
- (7) 国内外の大学入学者選抜及び関連諸科学の諸団体との交流並びに情報交換

【（一社）大学アドミッション専門職協会 発起人】

秋山 優 荒瀬克己 池田輝政 一ノ瀬大一
井ノ上憲司 植野美彦 内田照久 大谷 奨
大津起夫 岡本崇宅 沖 清豪 木村拓也
島田康行 志村知美 鈴木 誠 高木 繁
竹内正興 立脇洋介 中世古貴彦 西郡 大
花井 渉 林 篤裕 林 寛子 平井俊則
福島一政 福島真司 本多正尚 宮本友弘
森川 修 山地弘起 山本以和子 脇田貴文
(50音順)

<https://www.jacuap.org/>

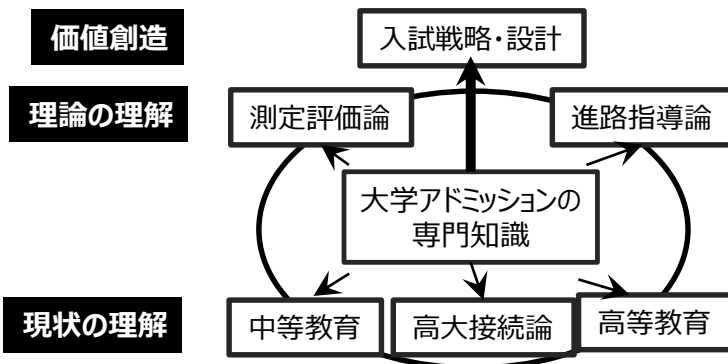


図.新たな高大接続システムの価値創造を担う専門職の概念図

1. ビジョン (vision)

すべての大学に大学アドミッション専門職を配置する

大学アドミッションに関する職能を確立し、大学および高等学校の発展に寄する大学アドミッションの価値創造を行う大学アドミッション専門職をすべての大学に配置する。

2. ミッション (mission)

a. 高校生の大学移行定着(トランジション)を支援する専門職を養成する

大学に入学し、充実した大学生生活をおくる学生を一人でも増やすことを目的として、大学アドミッションの職務を遂行できる専門職を養成する。

b. 多領域に及ぶ専門性を互いに補い合い一定の職務レベルを保った専門職を養成する

大学アドミッションに関する専門領域は多岐に及び、個々でその専門性を全てカバーすることが難しい。そのため、協会が構築するネットワークの中で、互いに専門性を補い合い、大学アドミッションの職務を遂行できる専門職を養成する。

c. 実務につながる研究知を持った専門職を養成する

大学アドミッションの研究知を通して、基礎素養を身につけ、専門スキルを修得し、実務につなげることのできる専門職を養成する。

3. バリュー (value)

大学アドミッション専門職として、高大接続システムを創出するための以下の3つの職能を重視する。

a. コーチング・コミュニケーターとしての職能

高校生の知的好奇心や進学意欲を適切に喚起することができ、高校生および高校教員、保護者に対して大学に進学する意味を伝えることができる。

b. アカデミック・コミュニケーターとしての職能

複雑に進化する大学の先端諸学問の情報を収集し、大学で学問する魅力について、高校生の興味関心、発達段階に対応する形で適切に解説を加えることができる。

c. テスティング・コミュニケーターとしての職能

大学アドミッションの国内外の動向を深く理解し、各大学の立ち位置に応じた大学アドミッションを提案・実施できる。 26

令和3年度 阪大アドミッション・オフィサー育成プログラム【履修証明プログラム】

- ✓ 教育改革、入試改革の進む中、入学者選抜における多面的・総合的評価の導入が各大学で進んでおり、複雑化する入試の実施に際して、入試を統括的に企画・運営できる入試専門職（アドミッション・オフィサー）の育成は急務
- ✓ 大阪大学高等教育・入試研究開発センターでは、概算事業「多面的・総合的な評価への転換を図る入学者選抜の改善システム構築」（平成28～令和3年度）の4つの柱の1つとして、これまで5回にわたり「HAO(Handai Admission Officer)育成プログラム」を開催し、その実効性・有効性を確認
- ✓ 今回、これらの成果をもとに新コンテンツを構成し、新たに大学入試を担当する教職員の方に限らず、入試を企画する担当者、多面的・総合的評価について知りたい方に向けたプログラムを提供

定員 24名（29名受講予定）

期間 6月11日～8月29日 [期間中に60時間実施]

対象 大学入試の担当教職員、
大学入試専門職を目指す大学院生等

学習目標

- 1) 高等教育、中等教育、入学者選抜の歴史、政策、海外の状況、最新の動向等を理解する
- 2) 入試制度、入試広報、DXの導入、入試問題作成やテスト理論などの基礎知識を身につける
- 3) 多面的・総合的な入試の重要な手段である書類審査、面接などのスキルを身につける
- 4) 自大学の入試を設計できるようになる

実施形態

同期・非同期および遠隔・対面を組み合わせたハイブリッド型

- 個別学習(eラーニング)
- 同期型遠隔講義
- 遠隔グループワーク
- 対面講義 - 対面グループワーク

■ カリキュラム (60時間)

6月
大学入学者選抜の歴史・政策、海外の状況、
入試改革の基礎知識(16.5時間)

7月
入試広報、DXの導入、
入試設計、テスト理論の基礎知識(17.5時間)

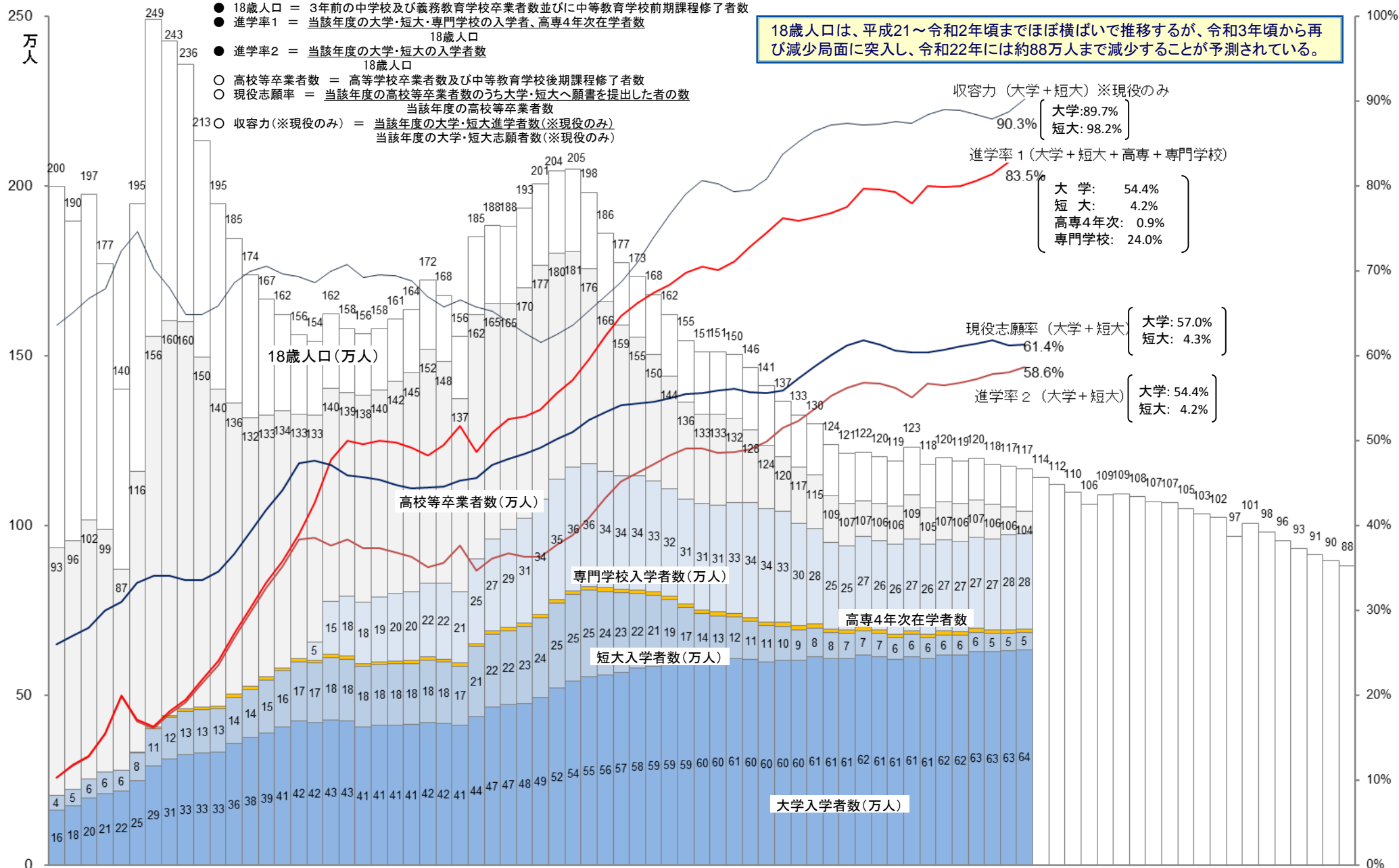
8月
多面的・総合的評価の設計とルーブリック設計
書類審査・面接実施シミュレーション(26時間)

2. 大学入学者数等の推移データ

18歳人口と高等教育機関への進学率等の推移

18歳人口は、平成21～令和2年頃までほぼ横ばいで推移するが、令和3年頃から再び減少局面に突入し、令和22年には約88万人まで減少することが予測されている。

- 18歳人口 = 3年前の中学校及び義務教育学校卒業生数並びに中等教育学校前期課程修了者数
- 進学率1 = 当該年度の大学・短大・専門学校の入学者、高専4年次在学者数
- 進学率2 = 当該年度の大学・短大の入学者数
- 高校等卒業生数 = 高等学校卒業生数及び中等教育学校後期課程修了者数
- 現役志願率 = 当該年度の高校等卒業生数のうち大学・短大へ願書を提出した者の数
- 収容力(※現役のみ) = 当該年度の大学・短大進学人数(※現役のみ) / 当該年度の大学・短大志願者数(※現役のみ)

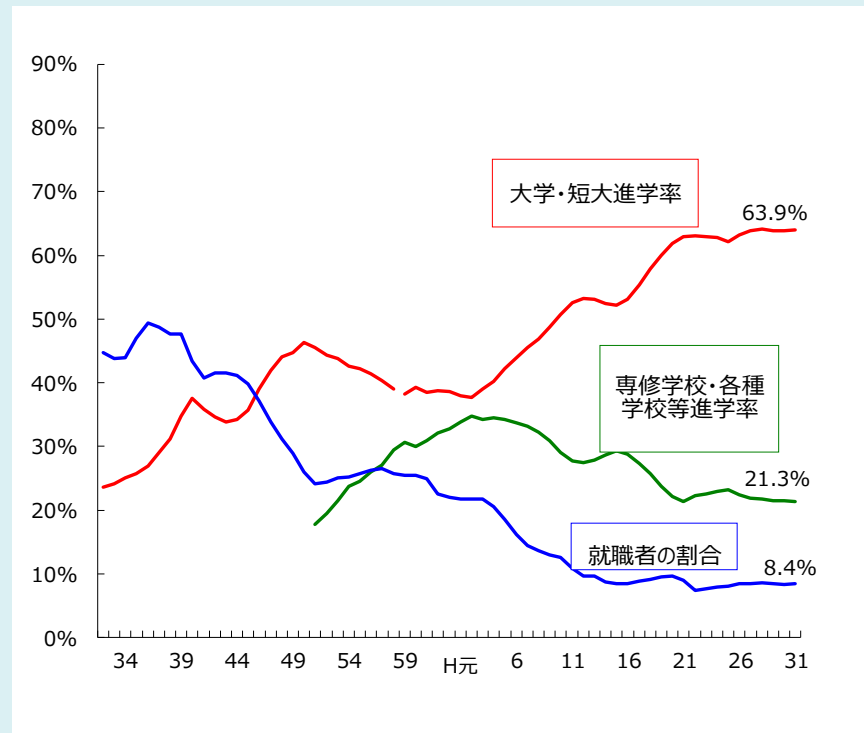


出典：文部科学省「学校基本統計」令和15年～22年度については国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（平成29年推計）（出生中位・死亡中位）」を元に作成
 ※進学率、現役志願率については、小数点以下第2位を四捨五入しているため、内訳の計と合計が一致しない場合がある。

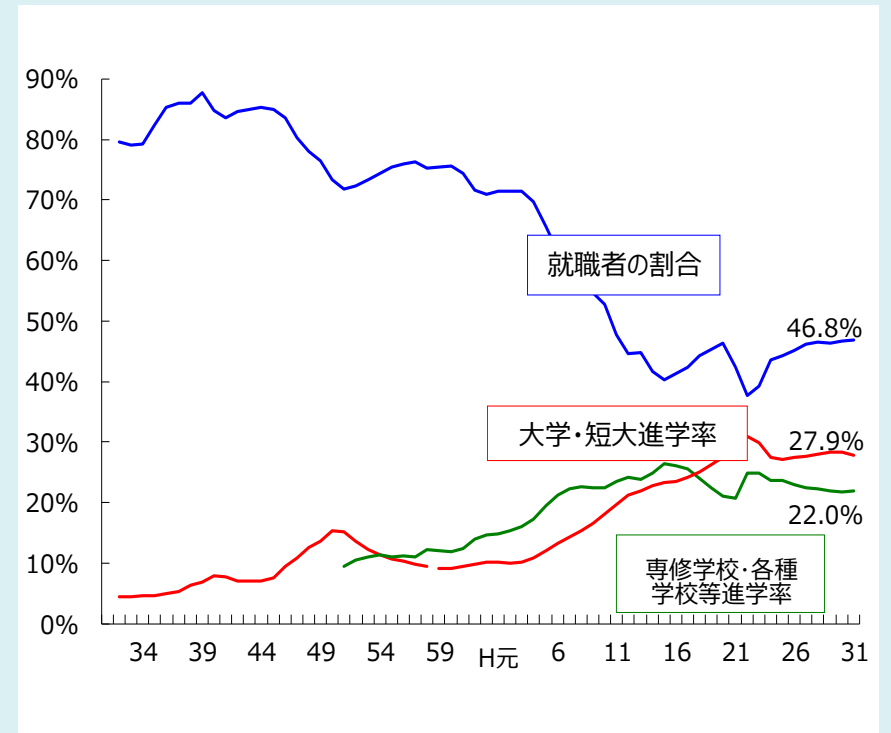
高校生の卒業後の進路状況（普通科・専門学科別）

- ここ数年の普通科卒業生の傾向を見ると、大学・短大進学率は約60%、就職者の割合は約10%で推移。
- 一方、専門学校・各種学校等進学率は低下。
- 専門学科卒業生は、就職する者が最も多く、就職者の割合、大学・短大進学率ともに上昇傾向。

普通科



専門学科



※ 大学短大進学率には、昭和58年以前は通信制大学短大への進学を除いているが、昭和59年以降はこれを含んでいる。

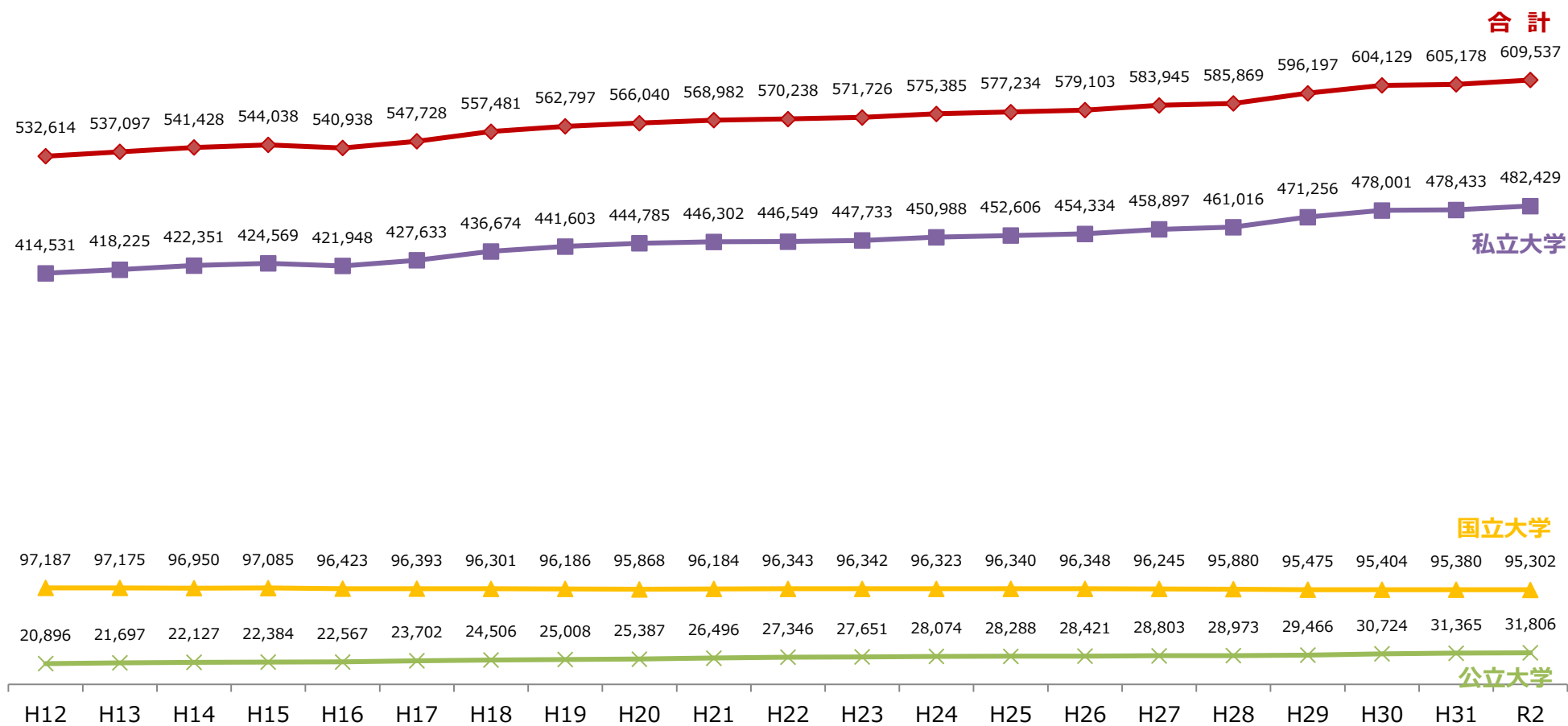
高等学校卒業生数・大学（学部）志願者数・大学（学部）入学定員の推移

年度	高等学校等 卒業生数	大学（学部） 入学志願者数	大学（学部）入学者数				大学（学部）入学定員				大学（学部） 進学率
	計	計	計	国立	公立	私立	計	国立	公立	私立	計
平成 10	1,441,061	790,423	590,743	107,311	21,205	462,227	515,735	102,526	19,813	393,396	36.4%
11	1,362,682	756,422	589,559	105,240	22,629	461,690	524,807	99,899	21,011	403,897	38.2%
12	1,328,940	745,200	599,655	103,054	23,578	473,023	535,445	97,297	21,792	416,356	39.7%
13	1,327,109	750,331	603,953	103,013	24,125	476,815	539,370	97,337	22,289	419,744	39.9%
14	1,315,079	756,333	609,337	103,301	24,276	481,760	543,319	97,072	22,399	423,848	40.5%
15	1,281,656	742,934	604,785	103,762	25,153	475,870	543,818	97,187	22,916	423,715	41.3%
16	1,235,482	722,227	598,331	103,552	25,074	469,705	545,261	96,525	23,084	425,652	42.4%
17	1,203,251	699,732	603,760	104,130	26,050	473,580	551,775	96,485	24,063	431,227	44.2%
18	1,172,087	690,435	603,054	104,027	26,935	472,092	561,959	96,393	25,033	440,533	45.5%
19	1,148,108	689,673	613,613	102,455	26,967	484,191	567,123	96,278	25,235	445,610	47.2%
20	1,089,188	670,371	607,159	102,345	27,461	477,353	570,250	95,956	25,462	448,832	49.1%
21	1,065,412	668,590	608,731	101,847	28,414	478,470	573,223	96,272	26,532	450,419	50.2%
22	1,071,422	680,644	619,119	101,310	29,107	488,702	575,325	96,447	27,397	451,481	50.9%
23	1,064,074	674,696	612,858	101,917	29,657	481,284	578,427	96,458	27,742	454,227	51.0%
24	1,056,387	664,334	605,390	101,181	30,017	474,192	581,428	96,497	27,987	456,944	50.8%
25	1,091,614	679,199	614,183	100,940	30,044	483,199	583,618	96,512	28,395	458,711	49.9%
26	1,051,343	661,555	608,247	100,874	30,669	476,704	586,024	96,465	28,823	460,736	51.5%
27	1,068,989	666,327	617,507	100,631	30,940	485,936	588,962	96,277	28,843	463,842	51.5%
28	1,064,352	665,237	618,423	100,146	31,307	486,970	593,347	95,981	29,317	468,049	52.0%
29	1,074,655	679,004	629,733	99,462	31,979	498,292	606,835	95,693	29,858	481,284	52.6%
30	1,061,565	679,040	628,821	99,371	33,073	496,377	616,697	95,650	32,717	488,330	53.3%
31	1,055,807	673,844	631,273	99,136	33,712	498,425	614,803	95,635	31,748	487,420	53.7%
令和 2	1,042,549	664,591	635,003	98,365	33,439	503,199	618,870	95,528	31,946	491,396	54.5%

※高等学校等卒業生数・・・高等学校及び中等教育学校後期課程の前年度の卒業生数（現役のみ）
 ※大学（学部）入学志願者数・・・高等学校及び中等教育学校後期課程の卒業生のうち、大学（学部）への入学志願者数（過年度卒業生を含む）
 ※大学（学部）入学志願者数については、同一人が2校（学部）以上を志願した場合も1名として計上される。
 ※大学（学部）入学者数・・・大学（学部）への入学者数（過年度卒業生を含む）
 ※大学（学部）進学率・・・大学（学部）入学者数／18歳人口（3年前の中学校卒業生及び中等教育学校前期課程修了者数）
 【出典】高等学校等卒業生数、大学（学部）入学志願者数、大学（学部）入学者数・・・文部科学省『学校基本統計』
 大学（学部）入学定員・・・全国大学一覧

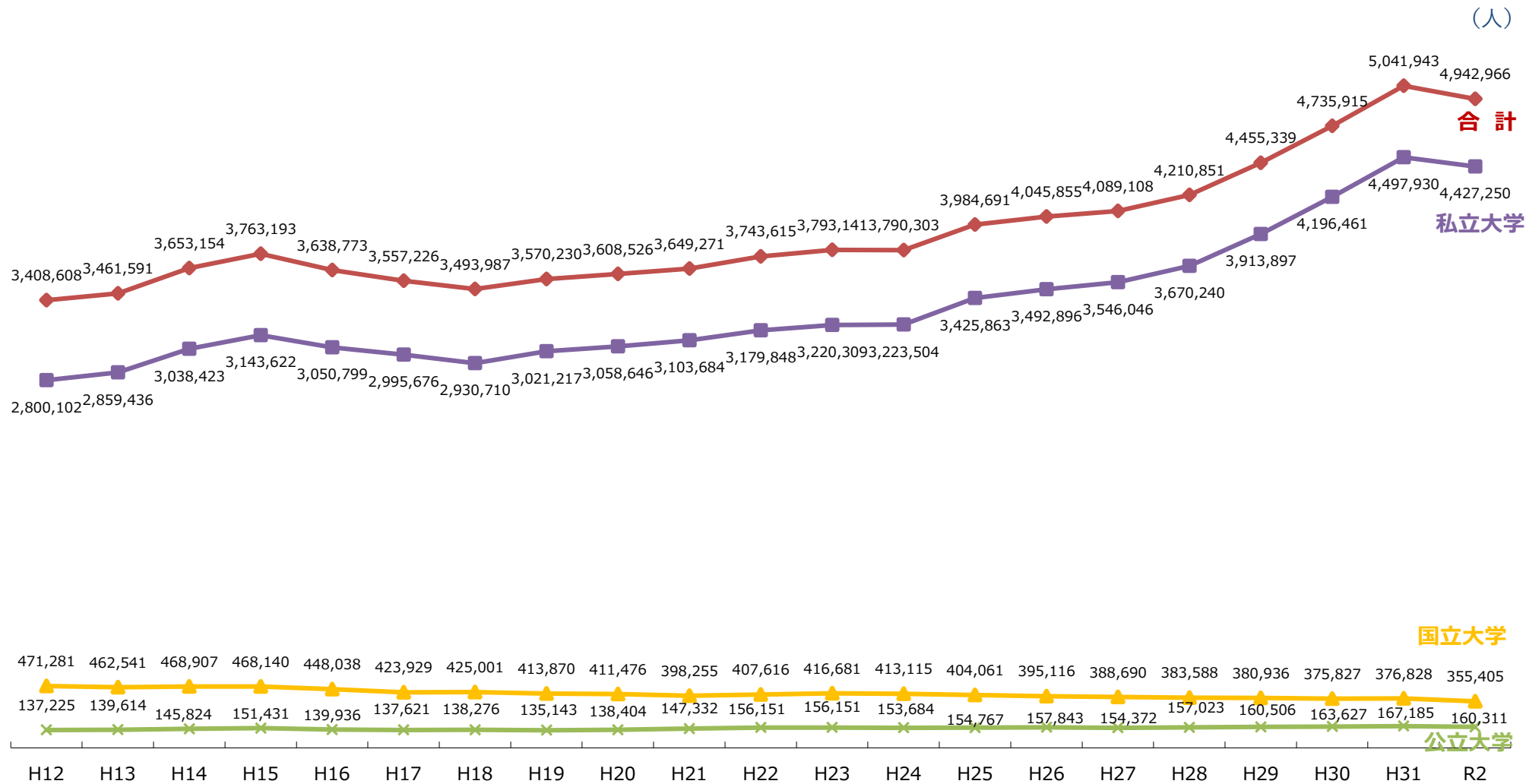
入学定員（募集人員）の推移

(人)



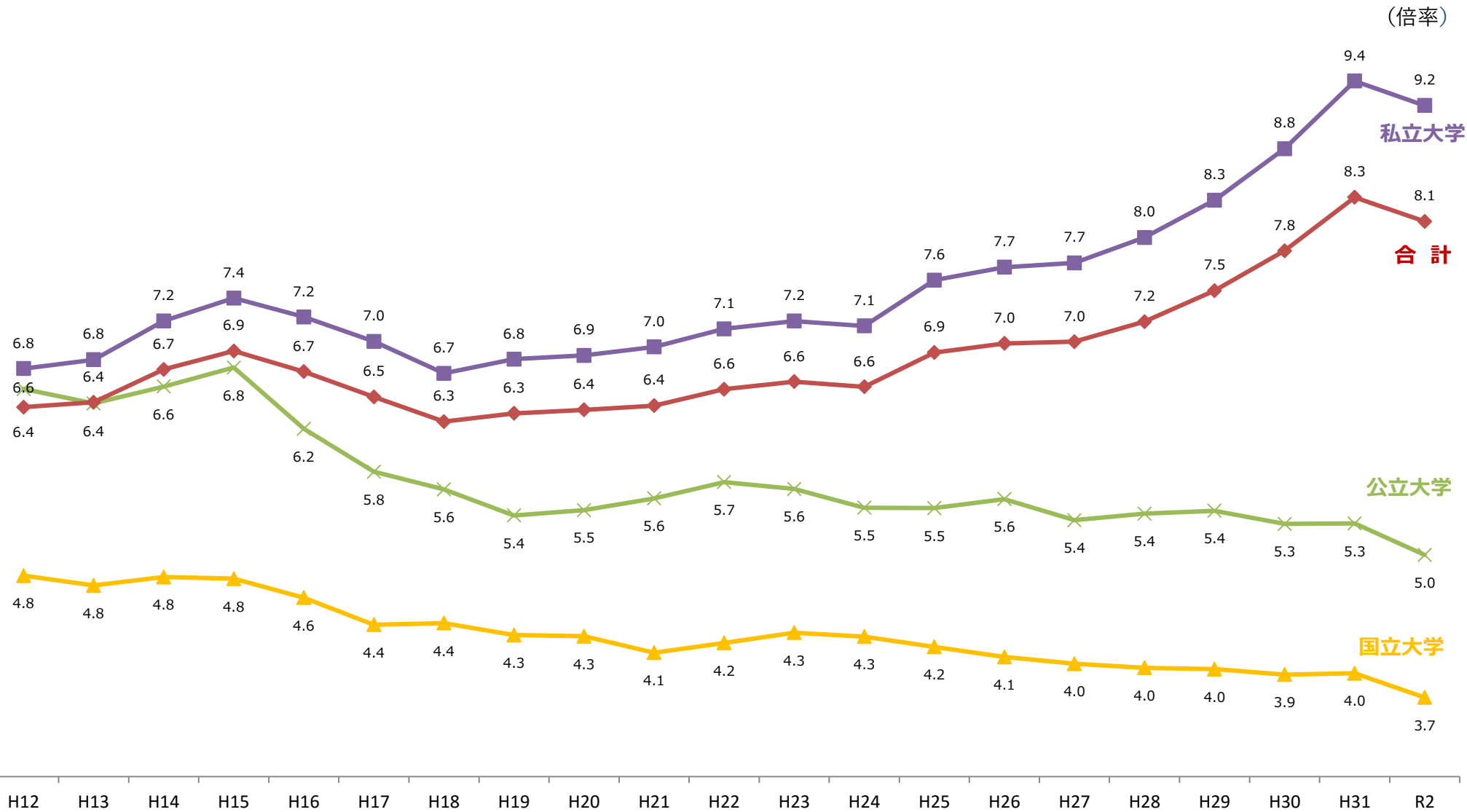
※各年度は入学年度であり、令和2年度であれば、令和2年度に入学する者を対象とした数字である。
 ※通信課程及び外国人留学生を対象とする選抜は含まない。

入学志願者の推移（延べ数）



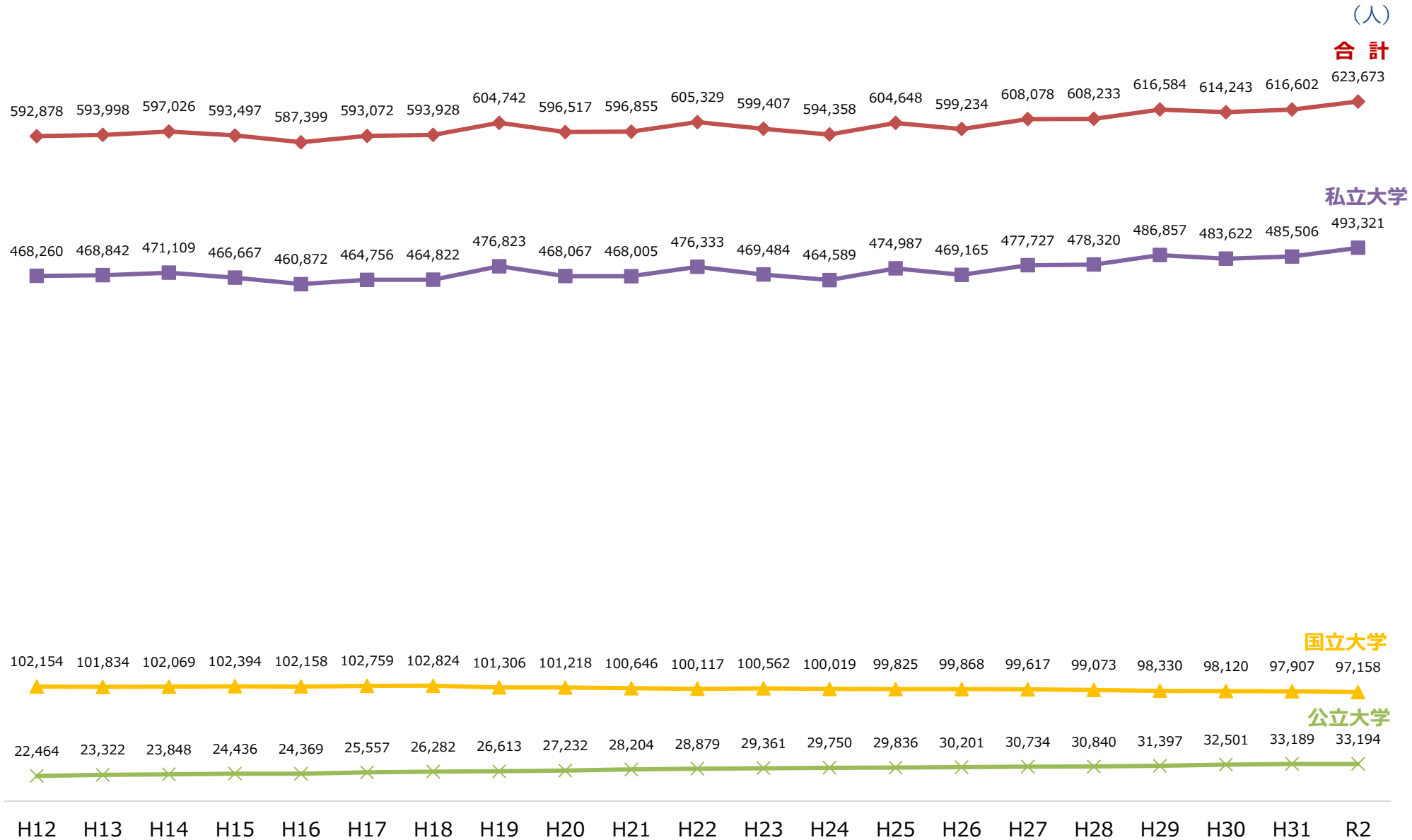
※各年度は入学年度であり、令和2年度であれば、令和2年度に入学する者を対象とした数字である。
 ※通信課程及び外国人留学生を対象とする選抜は含まない。

志願倍率の推移



※各年度は入学年度であり、令和2年度であれば、令和2年度に入学する者を対象とした数字である。
 ※通信課程及び外国人留学生を対象とする選抜は含まない。

入学者数の推移



※各年度は入学年度であり、令和2年度であれば、令和2年度に入学する者を対象とした数字である。
 ※通信課程及び外国人留学生を対象とする選抜は含まない。